

山江村燃料等高騰対策事業者応援事業（物価高騰対策重点支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、物価高騰による原油価格等高騰による村内事業者への影響を鑑み、村内事業者に対しその事業の持続化に対する適切な支援を行うため、緊急的な措置として実施する山江村燃料等高騰対策事業者応援事業（物価高騰対策重点支援）補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、村内に独立した事業所を有する法人又は村内に住所を有する事業者であって、今後も事業継続する意思がある者（1類：福祉施設・保育施設・公衆浴場、2類：その他事業所）とし、次に該当する者とする。

- 1 農業を主な事業収入としていないこと。また、建設業など受注価格に燃料費を反映させている事業者でないこと。
- 2 交付事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 3 村税を滞納していないこと。
- 4 補助対象経費について、他の公的制度で助成、補助等を受けていないこと。

（補助対象範囲及び補助金額）

第3条 この事業の補助対象経費、補助率は次のとおりとする。

区 分	補助対象範囲	補助率	1 類	2 類
ガソリン	事業を行うにあたって必要な経費として支出した令和7年1月～6月分の燃料購入額を対象とする。	10%	合計金額に対する上限額： 50万円	合計金額に対する上限額： 5万円
軽 油	同上	同上		
重 油	同上	同上		
灯 油	同上	同上		
ガ ス	同上	同上		
電 気	事業を行うにあたって必要な経費として支出した令和7年1月～6月分の電力購入額を対象とする。	同上		

ただし、各区分の補助金の合計より1,000円未満は切り捨てとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の申請をしようとする者は、山江村燃料等高騰対策事業者応援事業（物

価高騰対策重点支援）補助金申請書（別記様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に申請しなければならない。

- （1） 山江村燃料等高騰対策事業者応援事業（物価高騰対策重点支援）補助金申請書別紙（別記様式第 2）
- （2） 山江村における継続的な事業活動が証明できる書類（履歴事項全部証明書、開業届、令和 6 年分の確定申告書類の控えの写し）
- （3） 令和 7 年 1 月から 6 月までを期間として使用した燃料の購入額が分かる書類（領収書等）
- （4） その他村長が必要と認める書類等

2 第 1 項の規定による申請は、令和 7 年 7 月 3 1 日までにしなければならない。

（交付の決定等）

第 5 条 村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すべきと認めたときは速やかに山江村燃料等高騰対策事業者応援事業（物価高騰対策重点支援）補助金交付決定通知書（別記様式第 3 号）により通知の上交付するものとし、交付するべきではないと認めたときは山江村燃料等高騰対策事業者応援事業（物価高騰対策重点支援）補助金不交付決定通知書（別記様式第 4 号）によりその旨を通知するものとする。

2 村長は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

（交付金の請求）

第 6 条 交付決定の通知を受けた者は、山江村燃料等高騰対策事業者応援事業（物価高騰対策重点支援）補助金交付請求書（別記様式第 5 号）により、村長に請求するものとする。

（補助金の返還）

第 7 条 村長は、偽りその他の不正な行為により補助金を受けた者があるときは、その者から当該補助金を受けた全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日より適用する。